

政 委 第 4 0 号
平成 27 年 1 月 9 日

文部科学省独立行政法人評価委員会
委員 長 門 永 宗 之 助 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

平成 25 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 27 日付けをもって貴委員会から通知の
あった「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通
知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会に
おいて取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の
取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価
の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこ
れまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、
来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたしま
す。

平成25年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における文部科学省所管24法人（国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価に

については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成とな

った要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意

して評価を行うことが必要である。

(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下の通りである。

【国立青少年教育振興機構】

- ・ 子どもゆめ基金事業における平成 25 年度に新規に発生した貸倒れ懸念債権について、貴委員会は、その大部分が平成 24 年度以前に交付団体に助成し、平成 25 年度に交付決定の取り消し及び返還命令を行ったことにより発生した債権であることから、平成 25 年度の業務実績評価の対象外として整理している。

しかしながら、上記の整理とした場合、平成 24 年度以前に発生した助成金交付団体による不適切な経理処理に基づき、平成 25 年度に交付決定の取消しを行ったことによる多額の貸倒れ懸念債権の発生という事象を反映した評価が行われず、実際、貴委員会の評価結果において上記の整理としたことについて何ら明らかにしないまま A 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）を付している。

今後の評価に当たっては、評価対象年度より前の事象を原因として発生した評価対象年度に計上する貸倒れ債権について、その経緯、事実関係等を踏まえ、当該事例をどのように評定に反映させたかを明らかにした評価を行うべきである。なお、上記評価については、この考え方にに基づき改めて評価を行うべきである。

【日本スポーツ振興センター】

- ・ 契約事務手続については、①契約に関する規程が国の基準に準拠して適切に整備されている、②契約事務手続に係る執行体制が適切に整備されている、③監事による監査を受けていると評価され、A 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）が付されている。

しかしながら、本法人は、平成 26 年度に契約した国立霞ヶ丘陸上競技場等の取り壊し工事において、入札書及びその工事費内訳書の提出期限前に工事費内訳書を開封するとともに、当該工事費内訳書の開封と並行して予定価格の決定に係る政府調達機関内部の手続きを行うという不適切な対応を行い、内閣府政府調達苦情検討委員会から契約の破棄及び新たな調達手続の実施について提案を受ける事態に至っていることを踏まえれば、過年度の本法人における職員に対する適正な調達事務遂行のための取組が必ずしも十分ではなかったと考えられ、その検証等を加えず A 評定とすることには疑問がある。

今後の評価に当たっては、上記のように、法人の信用を失墜させる恐れのある事象にも言及し、可能な限り当該事象に対する具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、A 評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

【国立大学財務・経営センター】

- ・ 業務運営の効率化については、本法人の中期計画等では「一般管理費（退職手当を除く）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「対前年度比において、一般管理費については19.4%削減されている。また、事業費については10.9%と大幅な削減を達成した」としてS評定（特に優れた実績を上げている）としている。

しかしながら、①一般管理費の19.4%削減及び事業費の10.9%削減は、いずれも平成25年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②平成25年度と平成24年度の実績額を比較すると、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評定を見直す必要がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

- ・ 常勤役職員に係る人件費の削減については、中期計画等では「平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上削減する。」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「業務縮小による影響が大きいものの、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている」としてS評定（特に優れた実績を上げている）としている。

しかしながら、①業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま人件費の比較のみをもって評価を行っており、また、②平成25年度の常勤役職員に係る人件費が平成24年度と比較して6.0%増加している原因が、施設費貸付事業における審査基準の見直しや適切な運用のため不可欠な人員増であったという事実についてなんら言及することなく最上級のS評定とすること

には疑義がある。

今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見

【日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

上記5法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」（平成26年8月27日）に付された評価結果については、国立大学財務・経営センターを除き、いずれも妥当であると認める。

国立大学財務・経営センターについて、指摘すべき内容は以下の通りである。

- ・ 業務運営の効率化については、本法人の中期計画等では「一般管理費（退職手当を除く）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、每事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、每事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化がすでに盛り込まれているところだが、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化を達成している」とされ、中期目標期間中のすべての年度（平成21年度から25年度まで）について、一般管理費、事業費ともに大幅な効率化が図られているとしてS評定（特に優れた実績を上げている）とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。

しかしながら、すべての年度において、①一般管理費及び事業費の大幅な削減は、いずれも当該年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②当該年度と前年度の実績額を比較すると、例えば、平成22年度

において一般管理費が4.6%、事業費が3.5%それぞれ増加しており、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評定を見直す必要がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

- ・ 常勤役職員に係る人件費の削減については、中期計画等では「平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(254百万円)に比べて5.0%以上削減する。」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、中期目標期間のうち、平成23年度から平成25年度までについて、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げているとしてS評定(特に優れた実績を上げている)とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。

しかしながら、平成24年度及び平成25年度について「業務縮小による影響が大きい」としているが、業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま人件費の比較のみをもって評価を行っていることから、最上級のS評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきであり、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。